

令和4年5月23日 開会  
令和4年5月23日 閉会  
第 13 回  
(通算第 202 回)

# 吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 7 号

吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。

令和4年5月12日

吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学

- |   |    |                   |
|---|----|-------------------|
| 1 | 日時 | 令和4年5月23日         |
| 2 | 場所 | 吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室 |

第 13 回吉賀町農業委員会会議録		
招集年月日	令和4年5月23日	
招集の場所	吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室	
応招委員	農業委員	会長 齋藤学 代理 三井利民 2番 藤井和子 3番 森下保 4番 尾崎勝典 5番 正木潤一 6番 河野達 7番 山吹寛 8番 田淵文雄 9番 見川恒栄 10番 田村薫平 11番 河口貴哉
	農地利用 最適化 推進委員	潮民雄 茅原忠夫 河野雅俊 近藤彰彦 齋藤一政 田中一成 橋本俊郎 房崎主税 三浦浩明 右田巧 本廣順保
不応招委員	なし	
出席委員	農業委員	会長 齋藤学 代理 三井利民 2番 藤井和子 3番 森下保 4番 尾崎勝典 5番 正木潤一 6番 河野達 7番 山吹寛 8番 田淵文雄 9番 見川恒栄 10番 田村薫平 11番 河口貴哉
	農地利用 最適化 推進委員	茅原忠夫 河野雅俊 近藤彰彦 齋藤一政 田中一成 橋本俊郎 房崎主税 三浦浩明 右田巧
欠席委員	農業委員	
	農地利用 最適化 推進委員	潮民雄   本廣順保
欠員	なし	
本回の議長	会長 齋藤学	
本回到職務のために出席したものの職氏名	事務局長 堀田 雅和 事務局員 齋藤 真央	
開会	議長は 9時00分 開会を宣告	
閉会	議長は 9時45分 閉会を宣告	
本回提出議案及び日程	別紙のとおり	
議事録署名委員の指名	森下 保 尾崎勝典	
会期の決定	令和4年5月23日	
開議	令和4年5月23日	
備考		

第 13 回農業委員会  
(通算第 202 回)

令和4年5月23日

吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

開会

会長挨拶

議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

9時 事務局より欠席委員及び会議の成立について報告。

会長挨拶の後、議事録署名委員として森下委員、尾崎委員を指名、議事に入る。

事務局 定刻になりましたので、只今より農業委員会総会を開催させていただきます。

本日の欠席の方は、潮委員、本廣委員という事で、農業委員さん12名の内12名出席という事で、会議の方が成立していることを、ご報告いたします。

それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案第1号の1について説明します。

農地の所在は沢田、地目は畑、面積〇㎡、以下合計3筆、面積は〇㎡です。

譲渡人は〇さん、六日市の方、譲受人は〇さん、六日市の方です。

今回の申請地は沢田の塔尾橋から約100m南東の川沿いの農地です。

譲受人は、農作業歴は無いそうですが、機械はトラクターとコンバインを所有されているそうです。

下限面積について、沢田地区は30aですが、取得後の経営面積は30a以上ありますので問題ありません。

有償譲渡という事で10a当たり〇円とのことでした。

休耕田となっているところをハーブの観光農園にされたいそうです。近隣の営農方法は熟知しており、農薬は基本的に使用しないとのことでした。

以上ご審議をお願いします。

議長 説明は以上の通りでございます。

有償譲渡の案件でございます。農業委員さん及び推進委員さんの、ご意見のある方の挙手を求めます。

あ、すみません。担当の方。それでは沢田でございますので、河口委員さんですか。

橋本委員 金曜日、5月20日に、現地確認と本人の聞き取りに行ってきました。

所在地は、サンマートの川を挟んで裏の位置の方になります。水田に行っただけですけど、真ん中の方は、すでに耕作、口約束かもしれませんが、畑を作られておりました。3条の許可基準、という事で、機械を確保されているか、利用効率はどうか、という事ですが、トラクターと耕運機を確保されています。申請人は農作業に常時従事する、という事で、本人と家族の方がするということでした。下限面積ですが、取得されたのが61アールありますので、これは問題ありませんでした。最後に、今回の申請地の周辺の農地に影響を与えない事、という事ですが、周りに影響を与えることはないです。すでに耕しておりましたね、この審議が済んだあとから、そういう作物、ハーブですか？作るという事を聞いてきました。問題はないと思います。以上です。

議長 どうも、詳しくありがとうございました。

皆さんのご意見を伺いたと思います。

ご意見ございませんでしょうか。

無いようでしたら採決に移らせていただきます。

この案件につきまして、農業委員さんの、賛成の方の挙手を求めます。

はい、ありがとうございました。ありがとうございます。全員賛成という事で、認可されました。ご報告します。

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>続きまして、番号 2 号の、第 3 条 2 号の方の説明を、宜しくお願いします。</p> <p>議案第 1 号の 2 について説明します。</p> <p>農地の所在は、田野原、地目田、面積〇㎡、以下、次のページにわたり、田野原 13 筆、柿木 1 筆、合計 14 筆、面積〇㎡あります。</p> <p>申請地は深谷大橋の南の約 600m に 9 筆あり、ヨシワ工業の初見工場の南西約 100m に 1 筆と約 200m 離れたところに 3 筆あります。柿木の農地は、相生橋から南に約 50m に 1 筆あります。</p> <p>譲渡人は〇、岩国市にあり、譲受人は〇、岩国市にあります。</p> <p>このたび〇を解散するため、所有する農地をすべて〇に贈与されたいそう です。</p> <p>法人が農地を取得する場合、農地所有適格法人である必要があります。 農地所有適格法人には 4 つの要件があります。</p> <p>法人形態要件として、農事組合法人、株式会社（公開会社でないものに限 ります）、合名会社、合資会社、合同会社のいずれかである必要があります。 譲受人は株式会社ですのでこの要件は満たします。</p> <p>事業要件として、法人の主たる事業が農業とその農業に関連する事業であ る必要がありますが、この要件も問題ありません。</p> <p>議決権要件としてその法人の議決権の過半は農地の権利者やその法人の 常時従事者である必要がありますがこれも問題ありません。</p> <p>役員要件として、理事等の過半は法人の農業関連事業に常時従事する構成 員であること等の要件がありますがこれも問題ありません。</p> <p>取得後の下限面積は田野原 30a、柿木 10a ですが、これ以上経営面積があ りますので下限面積も問題ありません。</p> <p>常時従事している人は 3 人で、農作業歴は 26 年が 2 人、1 人が 19 年です。 所有している機械は、トラクター、掘り取り機、苗植え機、バックホーなど です。</p> <p>作付けする作物は、こんにゃくいもとそばを予定されています。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、ありがとうございました。かなりの面積が田野原から柿木に渡って ございます。担当につきましては、山吹さん、田村さんの両方が入ろうかと 思いますので、コメントの方、よろしくをお願いします。</p>
<p>山吹委員</p>	<p>それでは、5 月 18 日に、近藤推進委員と現地を現地調査して参りました。 〇はヨシワ工業初見工場の手前と、ダイノーエッグの間にある土地です。 これは、草刈りは適切に行われていました。それで、近所で田植えをしてい る方がいましたので、ちょっと伺ってみると、先日も、草刈りに来ておられ たそうです。それと、〇から〇は、この土地の近くの方が現時点では、借り られて試作をされて、野菜とか麦とかを作っておられました。それと、〇は ソバを作っておられます。これも、秋、利用状況調査の時、ソバがなってい</p>

	<p>るのを確認しております。近所の人にも確認いたしました。問題はないと思われます。以上です。</p>
田村委員	<p>おはようございます。柿木〇の農地についてですけど、経営されている会社の親族の実家がこの付近にあるんですけど、こちらが管理されてるという事でした。5月20日に現地確認をしましたところ、草刈りなどもされています。こちらの方は、こんにやく芋を栽培される、という事でした。トラクターは、田野原から運搬して持ってきて行うという事で、別に問題ないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>はい、どうも、ご苦労様でございました。今説明が終わりました。皆さんの意見を拝聴したいと思います。ご意見のある方、挙手をお願いします。</p>
茅原委員	<p>ちょっとええかいね。</p>
議 長	<p>はい、茅原委員</p>
茅原委員	<p>あの、話では、今はきれいにしてある、という事ですが、今から先、新しい人がどうなるかというのは、今時点がきれいだからきれいになるという事ではないと思いますし、こういう場合の現地確認、あるいは、本人への意見を聞くというのは、山口県の方へ聞きに行く、というような時に、これは、地元委員として田野原がやるべきなのか、山口県の農業委員に託して、そういうのをやってもらうようにするのか、この場合、どうなんですかね？預かる人の担当でやるのか、農地がある人の所でやるのか、その辺は、どういう風になっているんですか？</p>
事務局	<p>今回、前の会社が「〇」で、譲り受ける会社が、新しく「〇」という事なんですが、代表取締役は同じ人で、〇さんという方なんですけど、どちらも同じ方がされるという事です。今回、前の会社を解散されて、名義を新しい会社にされるという事で、社員の方などは同じという事です。</p> <p>現地の確認なんですけど、今回提出されたのは、代理で、行政書士さんが申請されて、岩国市の方なんですけど、今回、全部が吉賀町に農地があるという事で、現地確認は吉賀町がする事になりました。</p>
茅原委員	<p>今から、町内で出ても、土地は田野原にあつて、預かるのが抜月の人というような場合も、出てくる可能性があるんですけど、その時も、田野原の人が確認をやっていくという事ですね？</p> <p>農地がある人の所が、担当で見るいう事でやるんですか？</p>
議 長	<p>今、属地でやるのか、属人でやるのかという話になると思うんですけど、これは、基本は、属地でやるのが筋じゃないかな、という風には思っています。というのは、そういった農地の審議をするところですので、その農地がわからないと、なかなか難しいという事になれば、その地域の担当の農業委員さん等々が、現地を、その中をもって見て回っておられる、現地の農業委員さんが現場を審査する、という形がよろしいか、という風に、思います。</p> <p>よろしいでしょうか？</p>
茅原委員	<p>だから、今からは、そういう風に決めるという事ですよ？</p>
議 長	<p>そうですね、そういう事になります。</p> <p>他にございませんか？</p> <p>無いようでしたら、採決に移らせてもらってもよろしいでしょうか？</p> <p>それでは、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第1号の2番につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。</p>

議長	<p>はい、全員賛成でございます。ありがとうございました。 本議案は、可決されました。 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 4 号について説明します。 この農地利用集積計画というのは農地に利用権を設定するものになります。 再設定と書かれているものは、以前承認されているという事もありますので説明を省かせていただいて、新規案件のみ説明とさせていただきたいと思 います。</p> <p>《新規案件を読み上げ》</p> <p>以上の案件について、基盤法の審査基準により、耕作すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、農業に対し意欲と能力があること、などご審議いただければと思います。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>はい、説明は以上です。ちょっと、皆さんに、ご意見をいただく前に、先程事務局の方が言いましたように、第 2 号の 1 5 番の、前回保留になった案件が一筆入っております。この事につきまして、大変でしょうけど、地元の委員さんに、もう一度、再度、現地を確認していただき、お話を聞いていただきたいという形で終わったと思っておりますので、ご意見聞く前に、まず、正木委員さんの 1 5 番の案件につきまして、意見を拝聴したいと思います。</p>
正木委員	<p>4 月の 2 5 日に〇子さんの所に、まず一回行きました。3 筆あったのですが、小さい所は、水がきれいに入っておって、中の方、少しいらったようで、水は入ってはいるんですが、耕運はされてないようです。で、作るようにはされていたようですね。それで、ご本人さんには、5 月 3 日に聞き取りをしましたら、昔ながらの農業でやる、というような事を言われました。「昔ながらの農法」とはどのようなものか、と聞いたら、耕さない、肥料、農薬は使わない、自分で稲刈りをするとか、言っておられました。そういう風なことができるのかな、と思ったんですが、まあ、そう言われるんで、やり方はそれぞれですので、まあいいんじゃないか、と思います。</p> <p>で、後、大きい所はまだ、茅なんかは刈っていましたが、株はまだありました。で、あの、田植えは、苗は広島で作っていると言ったかな。それで、田植えは手で植えると言われましたんで、それも、別に問題ないと思います。それで、その時は、田んぼにテントを張って自分とこから机持ってきて田んぼで休んだり、昼を食べたり言われました。現実には、他の田んぼから、ずいぶん離れていますので、よそに迷惑をかけるような事はないと思います。ので、大丈夫じゃないかと思いました。以上です。</p>
議長	<p>どうもありがとうございました。 保留にしました案件について、今、正木さんに、ご報告いただいた通りでございます。これを含めまして、全体を通しまして、皆さんの意見をお聞き</p>

したい、という風に思います。ご意見のある方の挙手を求めます。

三井委員

ちょっといいですか？

議長

どうぞ

三井委員

あまり関係ないという事はないんだけど、福川の1番なんですけど、この○さん、これ、亡くなっておられるんですよね。で、この前、農業新聞に相続を、皆さんにお願いしているという事で、記事が載っていたんですけど、そういうことも、農業委員もちょっと、一言、その家に行って、ちょっと相続の方もよろしくお願いします、というような事も、言った方がいいのかな、言わない方がいいのかな、どうも、そこらの所がね、どこまで踏み込んでいいのかというのもね、ちょっと、ここもね、娘さんしかいないんで、まあ奥様がおられますので、近々には、この前私よりひとつ下の人が、近所で亡くなってね、これも全部娘さんは、嫁いどるんです。で、そこらの所が、将来的には、その家の事なんで、どうするか、というのはあるんだけど、農業委員の方で行って、まあこれから、この田について、相続はどういう風にするのか、このままずっと置いとくわけには、多分いかんと思うんで、そこらの所の指導がどうなのかな、と思いました。

議長

まあ今、職務代理の方からちょっと、ご質問があったんですが、死亡した人の相続の関係ですね、結構今、確かに多くて、そのまま、相続せずに放っておくというんで、問題になっておるところも存じ上げております。まあ、そうした形であるのならば、農業委員会の方も、このまま無視して放っておくというのも難しいところもあるんじゃないかという事になれば、ご相談等あれば、もう具体的に説明してあげたり、相続の継承の手続きを踏んでくださいね、という所もあるので指導する、という事は必要かな、と思っております。それ以上の事になると、プライバシーの問題も入るかな、と思っておりますので、踏み込みはどこまでやっていいのか結論出ませんが、相談等あれば、きちんと説明する事は必要だろうと、いう風には考えております。

森下委員

相続の問題については、手続きを、今は税務住民課ですか、手続きの書類を全部もらえますので、手続き関係の、税務住民課と農業委員会での話し合い、事務局同士の話し合いの中で、縦じゃなく、横の繋がりが必要だと思うので、その辺は、相続関係の手続きの段階で、役場の方は、この書類でなく、農地の方の関係の相続の文書を、いただきましたんで、それは事務局との内部での協議を進めていくというか、徹底、それはしていただいた方がいいんじゃないか、いうように思います。

事務局

死亡届を出されるときに、六日市だったら税務住民課で、柿木庁舎だったら、柿木地域振興室ですけども、その書類の一式で農地の届出がございまして、それを出されたら農業委員会に回ってきますので、そちらで届出をいただいているところです。引き続き、よろしくお願いいたします。

森下委員

だから、今の段階もう少し踏み込んで、農業委員がどこまでという形があるんなら、一応内部で協議してある程度の決め事はしてもらった方が、委員



としても助かる状況になると思うんで、その辺をお願いしたいと思います。

事務局

分かりました。

三井委員

〇さんは、だいぶ経つんですよ、亡くなってから。

議 長

載っとるいう事は、やってない。

三井委員

もうちょっと、一言、家に伺って、「よろしく申し上げます」の一言でも言わないといけないという事ですよ。

議 長

他にございますか？無いようでしたら採決の方、させていただいても、よろしゅうございましょうか？

第2号の議案の賛成の、農業委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、この案件につきまして、認可されましたことを報告します。

議 長

以上、本日の提出しました議案につきまして、終了したいと思います。

午前 9時 45分閉会